

軍拡と 大増税

⑤

岸田文雄首相は2022年12月16日、「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」を閣議決定し、大軍拡の道を突き進もうとしています。「戦争国家づくり」は税・財政をいっそうゆがめます。

(清水謙)



軍拡財源として政府保有分が売却される大手町フレイス=東京都千代田区

「国家安全保障戦略」では、軍事費の水準について「2027年度において」「現在の国内総生産（GDP）の2%に達する」としています。「防衛力整備計画」によると、27年度の軍事費は8兆9000億円となり、23年度から27年度の累計で43兆円程度

度になる」と見込んでいます。

軍拡は国民負担

膨大な軍拡を支える財源をどう賄うのでしょうか。「安

保3文書」を取りまとめるため、政府が開催した「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」が22年11月22日に公表した報告書は、「安

定した財源の確保が基本」とし、軍事費の「抜本的強化」のための財源は、今を生きる世代全体で分からせつていくべき」と強調しました。

提言を受け、政府は軍拡財源を①複合リル大手町フレイスなど政府資産売却益や特別

これまで補正予算の財源となっていました。もし、決算剰余金を軍拡財源にあれば、補正予算は赤字国債を財源の中心に据えることになり、国民負担となります。歳出改革

しかし、①の税外収入は、使

つてしまふとなる一途さ

りの財源であり、財政の継続性に期待できません。②の決算剰余金は、その半分を国債の返済にあてることが法律で決まっており、残りの部分も

これまで補正予算の財源となっていました。もし、決算剰余金を軍拡財源にあれば、補正予算は赤字国債を財源の中心に据えることになり、國民負担となります。歳出改革

する「防衛力強化基金」②決算剰余金の活用③歳出改革④

にしても増税にしても、国庫負担増へこう思ではかわらがありません。

所得税が財源か

増税をめぐっては、23年度「税制改正大綱」で、①法人

税②復興特別所得税③たばこ

税④を軍拡にあてることが提

起されました。実施は「24年以降の適切な時期」とされて

います。

このうち、法人税は本体税率を変えず、付加税として税率に上乗せします。過去、付加税方式が採用されたのは復興特別法人税など、一時的な財源です。たゞ、税収は、度重なる増税にもかかわらず、減少傾向にあります。復興特別所得税も期限付きの税金です。期限が過ぎた後は、軍拡財源に流用する「1‰」分だけを続けることになります。軍拡の財源は、恒久的に必要となるため、所得税が中心となる恐れがあります。(つづく)